

JT-F853
UPTの付加サービス

Supplementary Service in the Universal Personal
Telecommunication(UPT) Environment

第1版

1999年4月22日制定

社団法人
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

1．国際勧告等との関連

本標準は、1998年11月ITU-Tにおいて承認された勧告F.853に準拠している

2．上記国際勧告等に対する追加項目等

2.1 オプション選択項目

なし

2.2 ナショナルマター項目

なし

2.3 上記国際勧告より削除した項目

なし

2.4 その他

なし

3．改版の履歴

| 版数 | 発行日 | 改版内容 |
|-----|------------|------|
| 第1版 | 1999年4月22日 | 制定 |

4．工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

目 次

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 . 総論..... | 1 |
| 1.1 規定範囲..... | 1 |
| 1.2 概要..... | 1 |
| 1.2.1 サービス定義..... | 1 |
| 1.2.2 認証情報の網転送..... | 2 |
| 1.2.3 相互作用..... | 2 |
| 1.2.4 参照..... | 2 |
| 1.3 定義と用語..... | 3 |
| 2 . サービス定義概要..... | 3 |
| 2.1 U P T 特有の付加サービス..... | 3 |
| 2.1.1 着信不可時着信転送..... | 3 |
| 2.1.2 着信不可時選択着信転送..... | 3 |
| 2.1.3 特別呼表示..... | 3 |
| 2.1.4 着信者識別呼出..... | 3 |
| 2.2 I S D N サービス標準のU P T 適用..... | 3 |
| 2.2.1 ビジー時着信転送..... | 3 |
| 2.2.2 ビジー時選択着信転送..... | 3 |
| 2.2.3 無応答時着信転送..... | 4 |
| 2.2.4 無応答時選択着信転送..... | 4 |
| 2.2.5 呼毎着信転送..... | 4 |
| 2.2.6 着信呼スクリーニング..... | 4 |
| 2.2.7 発信呼スクリーニング..... | 4 |
| 2.3 I シリーズ標準から適応できる付加サービス定義..... | 4 |
| 2.3.1 発信者番号通知..... | 4 |
| 2.3.2 発信者番号通知制限..... | 4 |
| 2.3.3 接続先番号通知..... | 4 |
| 2.3.4 接続先番号通知制限..... | 5 |
| 2.3.5 発信者名通知..... | 5 |
| 2.3.6 発信者名通知制限..... | 5 |
| 2.3.7 コールウェイティング..... | 5 |
| 2.3.8 イクスプリシット・コールトランスファ..... | 5 |
| 2.3.9 三者通話..... | 5 |
| 2.3.10 会議通話..... | 5 |
| 2.3.11 プリセット(未標準)..... | 5 |
| 2.3.12 ミート・ミー..... | 5 |
| 2.3.13 保留..... | 6 |
| 2.3.14 優先割り込み..... | 6 |
| 2.3.15 悪意呼通知..... | 6 |
| 2.3.16 話中時再呼出し..... | 6 |
| 2.3.17 無応答時再呼出し..... | 6 |

| | |
|--|---|
| 3 . U P T環境での付加サービスとラインオーナーの付加サービスとの相互作用記述..... | 6 |
| 3.1 コール・ウェイティング..... | 6 |
| 3.2 ビジー時着信転送 - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用..... | 7 |
| 3.3 発信者番号通知 / 発信者番号通知制限 - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用 | 8 |
| 3.4 接続先番号通知 / 接続先番号通知制限 - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用 | 8 |
| 3.5 話中時再呼出 - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用..... | 9 |
| 3.6 優先割り込み - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用..... | 9 |
| 3.7 イクスプリシット・コールトランスファ - ラインオーナーとU P Tユーザの付加サービスの相互作用..... | 9 |
| 3.8 U P T環境における他の付加サービスの相互作用..... | 9 |

1. 総論

1.1 規定範囲

この標準はUPT環境における付加サービスのサービス記述と動作を規定することを目的とする。

本標準で記述されるサービスの概要は、決められた技術的実装に依存しない。いくつかのサービスは開発とサポートする技術の展開に依存し実現される。(たとえば、インテリジェントネットワークで実現される異なる能力セット)

また、この標準はUPTの一部/UPTの付加サービスと、特定のアクセス(固定もしくは移動)における付加サービスとの相互作用の情報も規定する。これは3章に含む。

1.2 概要

1.2.1 サービス定義

UPT環境における付加サービスは3つに分類される。

- a) UPTに特定された付加サービスはUPT範囲内でのみ適用する。この付加サービスの例としてはUPT番号表示と制限である。
- b) ISDN付加サービスはTTCのIシリーズ標準で定義されている。いくつかのISDN付加サービスはUPT環境でも使用できるが、本標準で記述されるUPTオプションとしての変更が必要となる。
- c) UPTの一部として元からサポートされるISDN Iシリーズ標準で定義されている付加サービスは、UPTのための付加サービスとして考慮されない。

表1はこの標準の第一段階として考慮される項目であるb)とc)の付加サービスの概要を示す。これらのサービスに対するサービス定義の要約は2章にある。

表1 - ISDNサービスとUPTへの適用性

| ISDN付加サービス | TTC標準 | サービス定義の変更によりUPTに適用できる | UPTの一部として元からサポートされるサービス |
|--------------------|-------------------|-----------------------|-------------------------|
| 発信者番号通知 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 発信者番号通知制限 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 接続先番号通知 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 接続先番号通知制限 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 発信者名通知 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 発信者名通知制限 | J T - I 2 5 1 [] | X | |
| 無条件着信転送 | J T - I 2 5 2 [] | | X |
| ビジー時着信転送 | J T - I 2 5 2 [] | X | |
| 無応答時着信転送 | J T - I 2 5 2 [] | X | |
| 着信不可時着信転送 | なし | X | |
| コールウェイティング | J T - I 2 5 3 [] | X | |
| イクスプリシット・コールトランスファ | J T - I 2 5 2 [] | X | |
| 三者通話 | J T - I 2 5 4 [] | X | |
| 会議通話 | J T - I 2 5 4 [] | X | |
| ミーティング | J T - I 2 5 4 [] | X | |

| | | | |
|--------|-------------------|---|--|
| 保留 | J T - I 2 5 3 [] | X | |
| 優先割り込み | J T - I 2 5 5 [] | X | |

1.2.2 認証情報の網転送

U P T契約者が有線端末から呼を起動したとき、回線番号とU P Tユーザ番号は網の起点から終点へ送られる。同様に、U P T契約者が有線端末に着信した呼を受信したとき、終点の回線番号と受信したU P Tユーザの番号は網の起点へ送られる。社会の安寧の要求、例えば緊急通話と、いくつかの付加サービス、例えば、発信者番号通知、接続先番号通知及び、悪意呼通知をサポートするために必要である。

その認証情報は許可されたエンドユーザ、例えば緊急センタへ転送される場合がある。そして、その情報はネットワークエンティティの外には送られない場合もある。

無線端末が含まれた場合は、その端末の無線ネットワークアドレスが回線番号と置き換わる。

回線とユーザ情報の転送は国家規則に従うことに注意する。

1.2.3 相互作用

U P T環境と付加サービスを考慮すると、相互作用において3つの異なった形態がある。

- a) U P Tの一部とU P T環境外の付加サービス（特定のアクセスで予約される付加サービス）との相互作用
- b) U P T環境における（U P Tユーザのサービスプロファイルにおける）付加サービスとU P T環境外における（特定のアクセスで予約される）付加サービスとの相互作用
- c) 付加サービスとU P T環境におけるU P Tの一部の付加サービス（すなわち、付加サービスとU P Tサービスプロファイルの一部）との相互作用

相互作用はこの標準の3章で扱われる。

1.2.4 参照

本文章で参照することで、下記のT T C標準および規定を含む他の参照物が本標準の規定の構成要素となる。出版の際の記述されている版数が有効である。すべての標準と他の参照物は改訂版に従う、それゆえ、この標準の利用者は、以下に示された標準および他の参照物において適用できる最新版を調査することとなる。

最新で有効なT T C標準のリストは出版されている。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| J T - F 8 5 1 | U P Tサービスの解説（サービスセット1） |
| J T - I 2 5 1 [] | 発信者番号通知 |
| J T - I 2 5 1 [] | 発信者番号通知制限 |
| J T - I 2 5 1 [] | 接続先番号通知 |
| J T - I 2 5 1 [] | 接続先番号通知制限 |
| J T - I 2 5 1 [] | 発信者名通知 |
| J T - I 2 5 1 [] | 発信者名通知制限 |
| J T - I 2 5 2 [] | 無条件着信転送 |

- J T - I 2 5 2 [] ビジー時着信転送
- J T - I 2 5 2 [] 無応答時着信転送
- J T - I 2 5 3 [] コールウェイティング
- J T - I 2 5 2 [] イクスプリシット・コールトランスファ
- J T - I 2 5 4 [] 三者通話
- J T - I 2 5 4 [] 会議通話
- J T - I 2 5 4 [] ミート・ミー
- J T - I 2 5 3 [] 保留
- J T - I 2 5 5 [] 優先割り込み

1.3 定義と用語

T T C 標準 J T - F 8 5 1 参照

2 . サービス定義概要

2.1 U P T 特有の付加サービス

2.1.1 着信不可時着信転送

U P T ユーザの登録がされている移動端末が「着信不可」状態にあるとき、U P T ユーザの機能により、その着信呼は別の番号へ転送される。

2.1.2 着信不可時選択着信転送

U P T ユーザの登録がされている移動端末が「着信不可」状態にあるとき、U P T ユーザの機能により、特定の発信者からの着信呼が、別の番号へ転送される。発信者の認証は、U P T ユーザに前もって登録された回線情報、および/もしくは、発信者によって入力されたパスワードで行われる。

2.1.3 特別呼表示

特別呼表示は、発信者がU P T ユーザに発信したときに、その呼が、状態の変化やいくつかの局面(「警報」、「業務用の呼」、等)を表す特別な識別子を持つ呼であることを、表現することができる機能である。すべての特別な識別子を持つ呼は、その識別子毎に異なる取り扱いがなされ、着信者は、着信側の機能を用いて、その取り扱いを定義する。(例えば、業務用の呼はU P T ユーザの家庭用の電話には接続されない、また、警報呼はU P T ユーザの特別な電話リストに基づいて発信される)。

2.1.4 着信者識別呼出

端末または回線が異なる呼び出しパターンを持つことで、U P T 呼を着信したときに、典型的な呼ではないこと、すなわち、U P T 呼であることをユーザに示すことができる。

2.2 I S D N サービス標準のU P T 適用

2.2.1 ビジー時着信転送

U P T ユーザが登録されている着信先がビジー状態であったとき、U P T ユーザの機能により、その着信呼は別の番号に転送される。

2.2.2 ビジー時選択着信転送

U P T ユーザが登録されている着信先がビジー状態にあるとき、U P T ユーザの機能により、特定の発信者からの着信呼は、別の番号に転送される。発信者はU P T ユーザによって前もって登録された発信回

線情報、および/もしくは、発信者によって入力されたパスワードで認証される。

2.2.3 無応答時着信転送

U P Tユーザが登録されている着信先がタイムアウトT（すなわち、20秒）以内に応答しなかったとき、U P Tユーザの機能により、その着信呼は別の端末に転送される。

2.2.4 無応答時選択着信転送

U P Tユーザが登録されている着信先がタイムアウトT（すなわち、20秒）以内に応答しなかったとき、U P Tユーザの機能により、特定の発信者からの着信呼は、別の端末に転送される。発信者はU P Tユーザによって前もって登録された発信回線情報、および/もしくは、発信者によって入力されたパスワードで認証される。

2.2.5 呼毎着信転送

U P Tユーザの機能により、着信したU P T呼は別の番号へ直ちに転送される。

2.2.6 着信呼スクリーニング

U P Tユーザの機能により着信呼は制限される。スクリーニングの基準はU P Tサービスプロファイルの中にあるパスワード、発信地域、発信回線情報等が、スクリーニングリストに記録されている。スクリーニング基準によって接続できない呼は接続されないか、又は、他の番号、又は、メールボックスに接続される。

着呼禁止は着信呼スクリーニングに含まれる。

2.2.7 発信呼スクリーニング

U P Tユーザの機能により発信呼を制限する。制限の基準はU P Tサービスプロファイルのスクリーニングリストに記録されているものと、特定のプレフィックス、着信先地域、日付/時間等である。スクリーニング基準によって発信が許容されない呼がある場合、メッセージを用いるなどして、発信者に対し通知し、拒否される。

発呼禁止は発信呼スクリーニングに含まれる。

2.3 Iシリーズ標準から適応できる付加サービス定義

2.3.1 発信者番号通知

発信者番号通知は、発信者の番号を着信者に通知する、着信者に提供される付加サービスである。発信者がU P Tユーザの時は、発信者番号はU P T番号となる。

発信番号通知は発信者番号通知に含まれる。

2.3.2 発信者番号通知制限

発信者番号通知制限は、発信者の番号を着信者に通知することを制限する、発信者に提供される付加サービスである。発信者がU P Tユーザの時は、端末の番号とU P T番号共に通知制限される。

発信番号通知制限は、発信番号通知制限に含まれる。

2.3.3 接続先番号通知

接続先番号通知は、接続相手の回線番号を発信者に提供する、発信者に提供される付加サービスである。着信者がU P Tユーザの時は、接続先番号はU P T番号であり、実際に接続されている回線/移動端末の

番号ではない。

接続者情報通知は接続先番号通知に含まれる。

2.3.4 接続先番号通知制限

接続先番号通知制限は、接続相手の番号を発信者に通知することを制限する、着信者に提供される付加サービスである。着信者がUPTユーザの時は、UPT番号と実際の回線/移動端末の番号共に通知制限される。

接続者情報通知制限は接続先番号通知制限に含まれる。

2.3.5 発信者名通知

発信者名通知は、発信者に関連する名前情報を着信者に通知する、着信者に提供される付加サービスである。

2.3.6 発信者名通知制限

発信者名通知制限は、発信者に関連する名前情報を着信者に通知することを制限する、発信者に提供される付加サービスである。

2.3.7 コールウェイティング

コールウェイティングは、UPTユーザに着信する呼がビジーになった場合、その呼が待機中であることの通知をUPTユーザが受けられる付加サービスである。そのとき、ユーザは待機中の呼を受け入れる、拒否するまたは無視するかの選択ができる。

2.3.8 イクスプリシット・コールトランスファ

イクスプリシット・コールトランスファは、発信でも着信でもかまわない2つの呼を持つUPTユーザが、2つの呼の相手同士を接続することができる付加サービスである。

2.3.9 三者通話

三者通話は、UPTユーザが三者通話、すわなちUPTユーザと他の二者が同時に会話できる付加サービスである。

2.3.10 会議通話

会議通話は、UPTユーザが複数の相手と同時に会話できる、または相互に会話できる付加サービスである。UPTユーザは会議を開催し、会議に参加させるため会議参加者に発呼する。

2.3.11 プリセット(未標準)

プリセットは、UPTユーザがネットワークに蓄積されている事前に登録されている会議参加者との会議をすぐに開催できる付加サービスである。ユーザがプリセット会議を要求する毎に、会議は同時に開催される。

2.3.12 ミート・ミー

ミート・ミーは、二者またはそれ以上の相手との呼をUPTユーザが手配することができる付加サービスである。それぞれのユーザは、会議に接続するために会議番号をダイヤルする。

2.3.13 保留

保留は、U P Tユーザが新たに発信する、または着信に応答するために、現在の呼における通話を中断でき、その後に希望すれば、元の通話を再開することができる付加サービスである。

2.3.14 優先割り込み

優先割り込みは、優先付けされた呼を扱うことができる付加サービスである。本サービスは優先付けと先取りの2つがある。優先は呼に優先レベルを割り付けることを含む。先取りは、優先度の高い呼に使用できる空きリソースが無い場合に優先度の低い呼が使用するリソースを捕捉することを含む。優先割り込みをサポートしないネットワークのユーザは本サービスの影響を受けない。本サービスに加入していないユーザは本サービスの影響を受けない。

2.3.15 悪意呼通知

悪意呼通知は、U P Tユーザがネットワークに対し発信者を明らかにすることと、ネットワークに登録することを要求できる、着信者に提供される付加サービスである。

2.3.16 話中時再呼出し

話中時再呼出しは、着信先がビジーである場合、ビジーであった着信先の回線が空きになった時に、発信者であるU P Tユーザに通知し、再度着信先に発信する付加サービスである。

2.3.17 無応答時再呼出し

無応答時再呼出しは、着信先が呼の応答を返さない場合、その後着信先が通信を始めて終了し、回線が空きになった時に、発信者であるU P Tユーザに通知し、再度着信先に発信する付加サービスである。

3 . U P T環境での付加サービスとラインオナーの付加サービスとの相互作用記述

本章では、相互作用について以下の原則を考慮に入れている。

- U P Tユーザは自らのサービスと呼を制御できる。
- アクセスラインの所有者は自らのサービスと呼を制御できる。
- 呼とサービスの費用は正しく契約者それぞれに課せられる。

U P Tサービスについての一般的な仮定は

- a) U P Tサービス事業者は、U P Tサービスの中でその付加サービスを実行し、U P Tユーザから、またはユーザへの全ての呼はU P Tサービスの制御の元に扱われる。
- b) 呼が疎通するネットワークは、U P T呼のやりとりについてU P Tサービスであることを通知できる（たとえばビジー状態）。

3.1 コール・ウェイティング

ラインオナーとU P Tユーザの付加サービス間の相互作用。

U P Tユーザは着呼登録や発呼登録、もしくはその両方が行われていると仮定する。

シナリオ 1 : ラインオーナーがコール・ウェイティングに加入して、UPTユーザは未加入

| | ラインオーナーに着信 | UPTユーザに着信 |
|-------------|---|---|
| ラインオーナーが通話中 | コールウェイティング信号 1 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 | コールウェイティング信号が回線に提供される。 発信者はビジートーンを受ける。 |
| UPTユーザが通話中 | コールウェイティング信号 1 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 | コールウェイティング信号が回線に提供される。 発信者はビジートーンを受ける。 |

シナリオ 2 : UPTユーザがコール・ウェイティングに加入して、ラインオーナーは未加入

| | ラインオーナーへの着信 | UPTユーザへの着信 |
|-------------|---|---|
| ラインオーナーが通話中 | コールウェイティング信号が回線に提供される。 発信者はビジートーンを受ける。 | コールウェイティング信号 2 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 |
| UPTユーザが通話中 | コールウェイティング信号が回線に提供される。 発信者はビジートーンを受ける。 | コールウェイティング信号 2 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 |

シナリオ 3 : ラインオーナー、UPTユーザ共にコール・ウェイティングに加入

| | ラインオーナーへの着信 | UPTユーザへの着信 |
|-------------|---|---|
| ラインオーナーが通話中 | コールウェイティング信号 1 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 | コールウェイティング信号 2 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 |
| UPTユーザが通話中 | コールウェイティング信号 1 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 | コールウェイティング信号 1 が回線に提供される。 発信者はリングバックトーンを受ける。 |

3.2 ビジー時着信転送 - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

UPTユーザは着呼登録や発呼登録、もしくはその両方が行われていると仮定する。

シナリオ 1 : ラインオーナーはビジー時着信転送に加入し、UPTユーザは加入していない

| | ラインオーナーに着信 | UPTユーザに着信 |
|-------------|------------|----------------|
| ラインオーナーが通話中 | 呼は転送される | 発信者はビジートーンを受ける |
| UPTユーザが通話中 | 呼は転送される | 発信者はビジートーンを受ける |

シナリオ 2 : UPTユーザはビジー時着信転送に加入し、ラインオーナーは加入していない。

| | ラインオーナーに着信 | UPTユーザに着信 |
|-------------|----------------|----------------------|
| ラインオーナーが通話中 | 発信者はビジートーンを受ける | 呼は転送される (UPTサービスによる) |
| UPTユーザが通話中 | 発信者はビジートーンを受ける | 呼は転送される (UPTサービスによる) |

シナリオ3：ラインオーナーもUPTユーザもビジー時着信転送に加入している。

| | ラインオーナーに着信 | UPTユーザに着信 |
|-------------|------------|---------------------|
| ラインオーナーが通話中 | 呼は転送される | 呼は転送される(UPTサービスによる) |
| UPTユーザが通話中 | 呼は転送される | 呼は転送される(UPTサービスによる) |

ここで説明した、ビジー時着信転送におけるラインオーナーとUPTユーザの間の特別な相互作用は、着信不可時着信転送、着信不可時選択着信転送、ビジー時選択着信転送、無応答時着信転送、無応答時選択着信転送、呼毎着信転送にも適用される。すなわち、これらにおいては、着信側にのみ基づいて転送が行われ、表に示したような相互作用がある。

3.3 発信者番号通知 / 発信者番号通知制限 - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

- (1) UPT発信呼において、発信側のUPT番号は発信者番号通知により着信者に通知される。発信者の回線番号は着信者に通知されない。
- (2) 発信側のラインオーナーの発信者番号通知制限は、UPT呼ではない発信呼に対し、発信側の回線番号が着信者に通知されないことを保証する。
- (3) 発信側のUPTユーザの発信者番号通知制限は、UPT番号が着信者に通知されないことを保証する。(1)に対応して、UPT発信呼において、発信側の回線番号は通知されない。(UPTユーザの発信者番号通知制限によるものではない)

| 発信呼の種類 | 発信者のサービス | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---|
| | 発信者番号通知制限無し | 発信者番号通知制限有り |
| UPT発信呼 (回線番号は通知されない) | 着信者が発信者番号通知に加入していた場合、UPT番号が通知される。 | たとえ着信者が発信者番号通知に加入していた場合でも、UPT番号は通知されない。 |
| UPT発信呼ではない場合 (UPT番号は通知されない) | 着信者が発信者番号通知に加入していた場合、回線番号が通知される。 | たとえ着信者が発信者番号通知に加入していた場合でも、回線番号は通知されない。 |

UPTユーザとラインオーナーの発信者名通知 / 発信者名通知制限の相互作用は、発信者番号通知 / 発信者番号通知制限と同じ原則に従う。

3.4 接続先番号通知 / 接続先番号通知制限 - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

- (1) この呼の最後の宛先として用いられる番号は、接続先番号として発信元に表示される番号である。

例えば

- a) UPTユーザ宛での呼が、現在登録されているネットワークに単純に接続された場合、最初の宛先であるUPT番号が接続先番号となる。
- b) UPTユーザ宛での呼が、ネットワークの(ユーザによって明確に指定された)他のUPTユーザに転送された場合、最後のUPTユーザの番号が接続先番号となる。
- c) UPTユーザ宛での呼が、ネットワークの(ユーザによって明確に指定された)UPTではない回線番号に転送された場合、回線番号が接続先番号となる。

接続先番号は1つだけが表示される。

(2) 接続されたラインオーナーが接続先番号通知制限に加入している場合、接続先の回線番号は発信者に通知されない。接続されたUPTユーザが接続先番号通知制限に加入していた場合、接続先のUPT番号は発信者に通知されない。

| 接続先の呼の種類 | 接続された側のサービス | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| | 接続先番号通知制限無し | 接続先番号通知制限有り |
| UPTによる着信呼 (接続先の回線番号は通知されない) | 発信者が接続先番号通知に加入していた場合、UPT番号が通知される。 | たとえ発信者が接続先番号通知に加入していた場合でも、UPT番号は通知されない。 |
| 回線番号による着信呼 (接続先のUPT番号は通知されない) | 発信者が接続先番号通知に加入していた場合、回線番号が通知される。 | たとえ発信者が接続先番号通知に加入していた場合でも、回線番号は通知されない。 |

公共の利益、例えば法律の執行による権限や、悪意呼通知の中で悪意呼とされる場合においては、発信者番号通知制限や接続先番号通知制限は無効になり、通知制限された番号は通知される。これらの場合に対象となるUPT番号と回線/端末番号の両方が通知される。

3.5 話中時再呼出 - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

話中時再呼出の着側において、ラインオーナーとUPTユーザの間に、特別な相互作用は存在しない。どちらかのユーザにより回線/端末がビジーで、発信者が話中時再呼出を起動した場合、話中時再呼出は、回線/端末が空きになるまで待つ。このことから、話中時再呼出は、場所に依存しない番号を提供されることを想定している。

同様に無応答時再呼出にも相互作用はない。

3.6 優先割り込み - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

発信呼に割り当てられる優先度は、ラインオーナーが発信した場合にはラインオーナーに関連づけられた優先度で、またUPTユーザが発信した場合にはUPTユーザに関連づけられた優先度が割り当てられ、割り込みが正確に適用される。ラインオーナーもしくはUPTユーザが優先割り込みに参加していない場合、それらの呼は割り込まれない。

3.7 イクスプリシット・コールトランスファ - ラインオーナーとUPTユーザの付加サービスの相互作用

UPT呼の着信：ラインオーナーのイクスプリシット・コールトランスファは中断される。中断されない場合、転送された呼の料金はUPTユーザに課金される。

UPTのイクスプリシット・コールトランスファは、UPTサービスノードに実装されるべきであり、またその時UPT呼のみを扱う。UPTユーザとラインオーナーのコールトランスファの間に、特別な相互作用はない。

3.8 UPT環境における他の付加サービスの相互作用

コールウェイティングとビジー時着信転送

- ・ コールウェイティングとビジー時着信転送が両方とも加入されており、活性化されている時は、ビジー時着信転送が関連する着信に対して優先する。
- ・ 着信者（ラインオーナーであるか、UPTユーザであるか）が特定の付加サービス加入している場合のみ、着信呼にそれぞれの付加サービスを適用することは妥当である。

第1版 作成協力者(1999年1月27日)

第二部門委員会

| | | |
|------|--------|-------------------------|
| 委員長 | 岡田 忠信 | 日本電信電話(株) |
| 副委員長 | 竹之内 雅生 | KDD(株) |
| 副委員長 | 郷原 忍 | (株)日立製作所 |
| 委員 | 山越 豊彦 | 東京通信ネットワーク(株) |
| 委員 | 貝山 明 | NTT移動通信網(株) |
| 委員 | 影井 良貴 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ |
| 委員 | 萩原 啓司 | 住友電気工業(株) |
| 委員 | 柳田 達哉 | ノーザンテレコムジャパン(株) |
| 委員 | 稲見 任 | 富士通(株) |
| 委員 | 田中 信吾 | (財)電気通信端末機器審査協会 |
| 委員 | 前川 英二 | WG2-1委員長・日本電信電話(株) |
| 委員 | 加藤 周平 | WG2-1副委員長・沖電気工業(株) |
| 委員 | 飛田 康夫 | WG2-1副委員長・三菱電機(株) |
| 委員 | 小林 敏晴 | WG2-2委員長・KDD(株) |
| 委員 | 保村 英幸 | WG2-2副委員長・日本電信電話(株) |
| 委員 | 関谷 邦彦 | WG2-2副委員長・(株)東芝 |
| 委員 | 太田 正孝 | WG2-3委員長・(株)日立製作所 |
| 委員 | 杉山 秀紀 | WG2-3副委員長・日本アイ・ピー・エム(株) |
| 委員 | 富久田 孝雄 | WG2-3副委員長・日本電気(株) |
| 委員 | 三浦 章 | WG2-4委員長・日本電信電話(株) |
| 委員 | 松田 雅之 | WG2-4副委員長・KDD(株) |
| 委員 | 竹内 宏則 | WG2-4副委員長・松下通信工業(株) |
| 委員 | 三宅 功 | WG2-5委員長・日本電信電話(株) |
| 委員 | 加藤 聰彦 | WG2-5副委員長・KDD(株) |
| 委員 | 中牧 恭一 | WG2-5副委員長・沖電気工業(株) |
| 委員 | 原 博之 | WG2-B-ISDN委員長・日本電信電話(株) |

(注) WG2-xx : 第二部門委員会 第xx(xx特別)専門委員会

第二部門委員会 第四専門委員会

| | | |
|------|--------|--------------------|
| 委員長 | 三浦 章 | 日本電信電話(株) |
| 副委員長 | 松田 雅之 | KDD(株) |
| 副委員長 | 竹内 宏則 | 松下通信工業(株) |
| 委員 | 佐藤 晃一 | 第二電電(株) |
| 委員 | 山越 豊彦 | 東京通信ネットワーク(株) |
| 委員 | 岡村 秀雄 | SWG1リーダー・日本テレコム(株) |
| 委員 | 中村 雄二郎 | SWG2リーダー・日本電信電話(株) |
| 委員 | 前田 孝浩 | 大阪メディアポート(株) |
| 委員 | 菊地 隆夫 | 岩崎通信機(株) |
| 委員 | 品田 康行 | 沖電気工業(株) |
| 委員 | 大部 豊 | (株)田村電機製作所 |
| 委員 | 日高 功晴 | SWG3リーダー・(株)東芝 |
| 委員 | 梅田 孝志 | 東洋通信機(株) |
| 委員 | 山中 浩充 | 日本電気(株) |
| 委員 | 石谷 陽一 | (株)日立製作所 |
| 委員 | 豊田 雅幸 | 富士通(株) |
| 委員 | 木下 裕介 | 三菱電機(株) |
| 事務局 | 中村 剛万 | TTC 第2技術部 |

J T - F 8 5 3 検討グループ(SWG1)

| | | |
|------|-------|---------------|
| リーダー | 岡村 秀雄 | 日本テレコム(株) |
| 委員 | 山越 豊彦 | 東京通信ネットワーク(株) |
| 委員 | 木下 裕介 | 三菱電機(株) |
| 委員 | 佐藤 晃一 | 第二電電(株) |